災害時における飲料水の供給協力に関する協定

千葉市(以下「甲」という。)と千葉県公衆浴場業環境衛生同業組合千葉支部(以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時における井戸水を飲料水(以下「飲料水」という)としての供給協力に関する協定を締結する。

(目 的)

第 1条 この協定は、千葉市内に地震、風水害その他による災害(以下「災害時」という。)が発生した時に、甲と乙とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、被災住民に飲料水を提供することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害発生時に被災住民に対し飲料水の供給を必要とするときは、乙の組合員の所有する飲料水を応急供給用として、被災住民に提供することを乙に要請することができるものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、被災住民への飲料水の優 先供給に協力するものとする。

(要請手続)

- 第 4条 乙に対する甲の要請手続は、原則として文書をもって市民局長が行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭により要請することとし、事後、飲料水供給要請書を乙に提出するものとする。
- 2 要請にあたっては、協力を要する期間、その他必要事項を連絡するものとする。
- 3 前項の期間は、災害の状況により甲が必要と認めたときは、甲乙協議して延長することができるものとする。
- 4 乙の連絡窓口は、千葉県公衆浴場業環境衛生同業組合千葉支部長とする。
- 5 乙は、甲より要請があった場合は、乙に所属する組合員に協力要請を行うものとする。

(供給要領)

- 第 5条 乙は、甲の要請を受けた場合は、近隣被災住民に飲料水の供給を行うものとすする。
- 2 飲料水の供給を受けようとする者は、乙の指示に従うものとする。

(提供する飲料水)

第 6条 乙が無償で提供するものは、次のとおりとする。

- (1) 飲料水
- (2) 給水に必要な蛇口等の諸施設

(雑 則)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適 用)

第 8条 この協定は、平成 8 年 7 月 3/日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自 1通を保有するものとする。

平成 8年 7月3/日